

農地転用許可基準

区分	許可の基準	根拠条項(農地法の運用について)	2種
農用地	土地収用法第26条第1項の規定による告示に係るもの	運用通知第2の1の(1)の(イ)のa	
	農用地利用計画において指定された用途に供するためのもの	〃第2の1の(1)の(イ)のb	
	仮設工作物の設置その他の一時転用	〃第2の1の(1)の(イ)のc	
甲種	土地収用法第26条第1項の規定による告示に係るもの	運用通知第2の1の(1)のウの(イ)のa	
	仮設工作物の設置その他の一時転用	〃第2の1の(1)のウの(イ)のb	
	・農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、 ・都市住民の農業体験施設(※) ・3割雇用(※) ・農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設(※) ・集落接続(概ね500㎡以内)(※) ※甲種以外の周辺の土地に設置することにより目的が達成できないと認められるものに限る。	〃第2の1の(1)のウの(イ)のc (〃第2の1の(1)のイの(イ)のcの(b)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のcの(c)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)を準用)	
	特別の立地条件を必要とするもの ・調査研究 ・土石その他の資源の採取 ・水産動植物の養殖用施設 ・流通業務施設、休憩所、給油所 ・既存の施設の拡張(既存施設敷地の1/2を超えないもの)	〃第2の1の(1)のウの(イ)のd (〃第2の1の(1)のイの(イ)のeの(a)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のeの(b)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のeの(c)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のeの(d)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)を準用)	
	隣接する土地との一体利用(全体面積のうち、第1種1/3以下かつ甲種1/5以下)	〃第2の1の(1)のウの(イ)のe	
	公共性が高い事業 ・森林法第25条第1項該当事業 ・非常災害のために必要な応急処置 ・土地改良法第7条第4項の非農用地区域 ・集落地域整備法第5条第1項の集落地区計画区域 ・優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第1項の優良田園住宅の建設 ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項の農用地土壌汚染対策地域	〃第2の1の(1)のウの(イ)のf (〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(b)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(d)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(e)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(h)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(i)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(j)を準用)	
	地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)	〃第2の1の(1)のウの(イ)のg	
	土地収用法第26条第1項の規定による告示に係るもの	運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のa	②
	仮設工作物の設置その他の一時転用	〃第2の1の(1)のイの(イ)のb	②
	・農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設 ・(※)都市住民の農業体験施設 ・(※)農業従事者の就業機会の増大に資する施設(3割雇用) ・(※)農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設 ・(※)集落接続 ※第1種以外の周辺の土地に設置することにより目的が達成できないと認められるものに限る。	〃第2の1の(1)のイの(イ)のcの(a) 〃第2の1の(1)のイの(イ)のcの(b) 〃第2の1の(1)のイの(イ)のcの(c) 〃第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d) 〃第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)	② ③ ③ ③ ③
病院、療養所等で市街地以外に設置する必要のあるもの	〃第2の1の(1)のイの(イ)のdの(a)	②	
火薬庫又は火薬類の製造施設	〃第2の1の(1)のイの(イ)のdの(b)	②	
市街地の居住性を悪化させる施設(ごみ焼却場、下水処理場等)	〃第2の1の(1)のイの(イ)のdの(c)	②	
調査研究	〃第2の1の(1)のイの(イ)のeの(a)	②	
土石その他資源の採取	〃第2の1の(1)のイの(イ)のeの(b)	②	
水産動植物の養殖用施設	〃第2の1の(1)のイの(イ)のeの(c)	②	
流通業務施設、休憩所、給油所	〃第2の1の(1)のイの(イ)のeの(d)	②	
既存の施設の拡張(既存施設敷地の1/2を超えないもの)	〃第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)	②	
1種農地の転用を認める上で欠く事の出来ない施設(通路、軌道、水路等)	〃第2の1の(1)のイの(イ)のeの(f)	②	
隣接する土地との一体利用(全体面積のうち、第1種1/3以下かつ甲種1/5以下)	〃第2の1の(1)のイの(イ)のf	②	
土地収用法該当事業	〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(a)	②	
森林法第25条第1項該当事業	〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(b)	②	
地すべり等防止法に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事	〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(c)	②	
非常災害のために必要な応急処置	〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(d)	②	
土地改良法第7条第4項の非農用地区域	〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(e)	②	
工場立地法における工場適地	〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(f)	②	
独立行政法人中小企業基盤整備法附則第5条第1項第1号に掲げる業務	〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(g)	②	
集落地域整備法第5条第1項の集落地区計画区域	〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(h)	②	
優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第1項の優良田園住宅の建設	〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(i)	②	
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項の農用地土壌汚染対策地域	〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(j)	②	
再生可能エネルギーに関する法律第3条第2項の再生可能エネルギー発電設備の整備	〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(l)	②	
地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項第2号促進区域内の再生可能エネルギー発電設備の整備	〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(m)	②	
農山漁村活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項活性化計画内に規定する事業	〃第2の1の(1)のイの(イ)のgの(n)	②	
地域整備法(農産法等)又は地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)	〃第2の1の(1)のイの(イ)のh	②	
2種 その他 農地 以外	①代替可能性なし(周辺の他の土地により事業目的が達成できない場合) 代替可能性検討図必要	運用通知第2の1の(1)のオの(イ)	
	②代替可能性なし(1種許可基準の準用) 代替可能性検討図不要 (ア)土地収用法第26条第1項の規定による告示に係るもの (イ)転用行為が以下の1種許可基準に該当する場合 ・一時転用 ・農業用施設等 ・市街地に設置することが困難な施設(病院、火薬庫、ごみ焼却場等) ・特別な立地条件を要する施設(流通業務施設、既存施設拡張等) ・隣接する土地との一体利用 ・公益性の高い事業(土地収用該当事業、非常災害対応等) ・地域整備法の定めるところに従って行われる事業	〃第2の1の(1)のオの(イ)のa 〃第2の1の(1)のオの(イ)のb (〃第2の1の(1)のイの(イ)のbを準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のcの(a)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のdを準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のeを準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のfを準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のgを準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のhを準用)	
	③代替可能性勘案の必要なし 転用行為が以下の1種基準(農業振興施設)に該当する場合 ・都市住民の農業体験施設 ・農業従事者の就業機会の増大に資する施設(3割雇用) ・農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設 ・集落接続	〃第2の1の(1)のオの(イ)のb (〃第2の1の(1)のイの(イ)のcの(b)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のcの(c)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)を準用) (〃第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)を準用)	

2種 その他農地・ 低生産性 小集団農地	①代替可能性なし(周辺の他の土地により事業目的が達成できない場合) 代替可能性検討図必要	運用通知第2の1の(1)のカの(イ) # 第2の1の(1)のカの(イ) (# 第2の1の(1)のイの(イ)のaからhを準用ただし運用通知 第2の1の(1)のイの(イ)のcの(b)から(e)を除く)
	②代替可能性なし(1種許可基準の準用) 代替可能性検討図不要	# 第2の1の(1)のイの(イ)のcの(b)から(e)を準用
	③代替可能性勘案の必要なし	運用通知第2の1の(1)のエの(イ)
3種	原則許可	